

令和7年度

第12回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和8年3月27日（金）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第12回総会 議事録

令和8年3月27日（金）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案

農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について

日程第3 第2号議案

地域計画の変更に伴う意見について

日程第4 第3号議案

農業委員会による最適化活動の目標について

日程第5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第6 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 許可取消し（3条）報告について

<出席委員>

（農業委員：19名）

1番 酒井 敏夫

2番 岩田 良彦

3番 奥 智子

4番 熊澤 宣明

5番 坂井 利弘

6番 林 泰江

7番 近藤 篤誼

8番 佐野 正実

9番 岩田 健司

10番 酒井 正明

11番 小島 かな子

12番 内藤 秀基

13番 青山 真由美

14番 佐々 均

15番 浅野 富士男

16番 星野 幸代

17番 成瀬 宏満

18番 杉本 ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：17名)

1番	木村	光男	2番	伊藤	末雄
3番	伊藤	則夫	4番	後藤	一敏
5番	重松	健三	6番	柴山	守男
7番	木全	博	8番	浅井	孝義
9番	安田	正雄	10番	立山	克生
11番	青山	豊	12番	後藤	充治
13番	梶田	政弘	14番	森	義光
15番	市川	隆久	16番	大宮	憲治
17番	川井	達朗			

<欠席委員>

(農業委員：0名)

なし

(農地利用最適化推進委員：0名)

なし

<事務局>

事務局長	古田	雅巳	専任課長	角田	篤彦
課長補佐	坂野	誠		加藤	勝明

<農業振興課>

課長	浅井	覚	専任課長	村瀬	昌宏
課長補佐	松尾	佳代	主査	渡辺	志保
主任	熊澤	徳久	主任	奥村	晴子
主事	野々村	光			

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第12回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第12回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中19名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。8番 佐野正実委員さん、9番 岩田健司委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外の案件の説明願います。

【野々村主事】

それでは、第1号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。

本議案は、2025年11月15日から2026年2月13日までに各事業計画者から申し出のありました、除外12件の農用地利用計画の変更について記載しています。なお、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。

資料の見方ですが、1枚めくっていただきますと、見開きで上には申出者や位置図が、下には詳細図が記載してあります。

地図上の緑色は農用区域内農地、ピンク色は除外の申出地、黄色は実家や本家、事業地や既存駐車場等関係先、オレンジ色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。各土地改良区と農協からは、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。

各申出地につきましては、いずれも周辺の土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。それでは、個々の説明に移ります。

1番 分家住宅です。申出者は結婚が決まり、住居取得を検討しましたが、他に代わる土地がありません。共働きで将来、子育ての援助が必要であるため、実家近くの申出地で分家住宅の建築を計画しました。

2番 自己用住宅です。申出者は嫁ぎ先が所有する住居に住んでいますが、夫が亡くなったことにより退去する必要性が生じました。申出者は申出地しか土地を所有しておらず、他に代わる土地はないため、当計画に至りました。

3番 店舗（調剤薬局）です。土地所有者から現事業地の土地の返却を求められたため、現事業地の近くで調剤薬局の建築を計画しました。

次に関連する計画が10番にありますので、ページを何枚かめくっていただき、10番をご覧ください。

10番 駐車場です。申出者は申出地の隣接地で診療所を運営していますが、ピーク時には駐車場が満車になり、近隣の交通の妨げになっています。また、既存駐車場の一部に診療所の増設を計画しているため、移設先を確保する必要があります。これらの状況から駐車場の増設を計画しました。

次にページを戻っていただき、4番をご覧ください。

4番 自動車修理工場及び車両置場です。申出者は現事業地で自動車の販売・板金・装飾や車両整備・修理を行っていますが、板金・塗装の作業と車両整備・修理の作業を同じピットで行っており、効率が悪い状況です。また、取扱台数が増えたため、車両整備・修理待ちの車両置場を借りましたが、さらに取扱台数が増えたことにより、契約部分以外のところにも一時的に駐車をさせてもらっており、地主から早期の是正を求められている状況です。これら状況を改善するため、自動車修理工場の建築と車両置場の設置を計画しました。

5番 給油所（ガソリンスタンド）です。現在、申出地北側の一体利用地で給油所を運営していますが、洗車機が少なく待機車両で場内が混雑している状況です。この状況を改善するため、新たに洗車機を設置することを計画しました。

6番 共同調理場建設（給食センター）です。旧一宮市の南部共同調理場と北部共同調理場は築40年以上が経過しており、老朽化が激しく、改正された衛生基準に合致させることも難しい状況です。この状況を改善するため、共同

調理場の建築を計画しました。

7番 駐車場です。家族が所有する自動車は3台ありますが、駐車スペースが1台分しかない自宅敷地内に無理やり詰めて駐車しており、生活に支障をきたしている状況です。また、近くに住む高齢の母が申出者の自宅で日中一緒に過ごす際、同居する家族に送迎をしてもらっていますが、路上駐車に対応しており危険な状況です。これらの状況を改善するため、駐車場の設置を計画しました。

8番 駐車場です。昨年、全省庁の入札参加資格を得ることができましたが、入札のための指名リストに載せてもらうには、買受け予定の物品のためのスペースを予め準備しておく必要があることが分かりました。必要なスペースを現資材置場に確保することで止められなくなる車両を駐車するため、駐車場の設置を計画しました。

9番 駐車場です。申出者は現事業地で有料老人ホームを運営していますが、借りている駐車場の通路が狭く入ることができない車両があります。また、業者の来所が重なる際に駐車場が不足している状況です。これらの状況を解消するため、駐車場の設置を計画しました。次に2枚めくっていただいて、11番をご覧ください。

11番 駐車場です。申出者は自動車の整備・修理業及び中古車販売業を運営していますが、受注の増加に伴い、駐車場が不足し、通路部分にも車両を駐車し対応していますが、効率の悪い状況です。この状況を改善するため、駐車場の増設を計画しました。

12番 資材置場です。申出者は岐阜市に本社を構え、碎石の採取及び販売等を行っていますが、一宮市周辺の顧客に対しては輸送費の低減を図るため、グループ会社の資材置場の一角に資材を置いて対応していました。しかし、一宮市周辺の顧客の現場は数が多いため、頻繁に資材を持ち込む必要が生じてきており、効率の悪い状況となっています。この状況を改善するため、資材の提供をお互い行っているグループ会社の資材置場近くで資材置場の設置を計画しました。

以上、2026年2月締切の除外申出の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

なお、2025年8月の除外申出については、現段階で19件中17件の農地転用申請が提出されていますので、ご報告申し上げます。8月申出は2月に公告されたばかりでまだ数件出ていないところがあります。11月申出分についてはまだ進達されていないため把握できておりません。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

次に、ほかの委員さんから、ご意見、ご質疑がありましたらお願いします。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、日程第2第1号議案 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見については、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。

続きまして、日程第3「地域計画の変更に伴う意見について」を議題とします。市農業振興課より説明願います。

【松尾課長補佐】

先日送付しました資料、「第2号議案 地域計画の変更に伴う意見について」の説明をさせていただきます。

令和8年1月に旧一宮市地域、同年2月には旧尾西市地域及び旧木曾川町地域を対象に開催した地域計画の「協議の場」における、各地域の協議結果を踏まえた地域計画に変更するため、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、貴農業委員会に意見を求めるものです。

地域計画を変更する内容は、3地域の地域計画に共通して3点になります。

1点目は、地域計画の1、地域における農業の将来の在り方の、(1)、地域計画の区域の状況の、区域内の農用地等面積及び①から③の面積について、最新の面積数値に更新をするものです。

2点目は、地域計画の4、地域内の農業を担う者一覧について、最新の内容

に更新をするものです。なお、更新後の内容は、地域内の農業を担う者を対象に実施した、「地域計画の農業を担う者一覧への掲載内容について」の調査に基づく更新になります。

3点目は、地域計画の6、目標地図の更新になります。目標地図の更新については、2月27日に開催された農業委員会第11回総会において決定されました、目標地図の変更素案のとおりとなっております。

この意見聴取では、目標地図の変更素案を踏まえた内容になっているかについてご意見をお聞きするものです。説明は以上です。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、市農業振興課より説明がありました。何かご意見、ご質問はありますか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に意見のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、日程第3第2号議案「地域計画の変更に伴う意見について」は、原案どおりとし、「意見なし」として回答することといたします。それでは、農業振興課職員には退席していただきます。

<市農業振興課職員 退席>

【熊澤議長】

続きまして、日程第4第3号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

第3号議案の「農業委員会による最適化活動の目標について」ご説明申し上げます。

令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化推進活動の推進等について」に基づき、農業委員会は毎年度、最適化活動の目標

を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、農地法第37条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することとされています。

今回は「令和8年度最適化活動の目標の設定等」について、ご審議のうえ決定していただくものです。本日、お手元にお配りしましたA4縦両面印刷2枚組の用紙をご覧ください。

「Ⅰ. 農業委員会の状況」につきましては、令和8年4月1日の状況で記載してあります。

1枚目の裏面をお願いします。「Ⅱ. 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標(1)農地の集積」につきましては、「①現状及び課題」として、管内の農地面積2,660haに対し、これまでの集積面積が94.5haですので、集積率は3.6%となります。

課題としては、経営規模の拡大を希望する認定農業者等の借り手が少ないこと、分散化したほ場の集積化を図る必要があること、農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることを挙げております。

次に「②目標」として、農地の集積の目標年度を令和14年度、集積率を50%としております。一宮市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」では、効率かつ安定的な農業経営を営む者(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営)が利用集積(自己所有、借入れ、特定農作業受託)している面積が、地域における農用地に占める面積のシェアの目標を50%と設定していることによるものです。

当市の集積率は低い状況にありますが、今後も農地中間管理機構の活用により担い手への利用集積を進め、規模拡大や作業効率の向上を図る必要があることから、今年度の新規集積面積を40haとし、今年度末の集積面積の累計は134.5ha、集積率を5.0%と設定します。

次に「(2)遊休農地の解消」につきましては、「①現状及び課題」の1号遊休農地面積は、令和7年度の利用状況調査により15.9haと判明しました。うち緑区分の遊休農地面積は同じく15.9haです。黄区分の遊休農地はありません。

この緑区分とは、草刈等により耕作することが可能な遊休農地です。また、黄区分とは、基盤整備等の条件整備により再生可能となる遊休農地で、関係機関と協議のうえ工程表を策定することを目標とするものです。

課題としては、遊休農地所有者への意向調査を実施し、自ら耕作できない農地を担い手へ結びつけることが必要としております。

次に「②目標」の「ア既存遊休農地の解消、a 緑区分の遊休農地の解消」については、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地を5年間で解消することとされておりますので、解消目標面積は2.9haとなります。

また、「イ新規発生遊休農地の解消」は、前年度(令和7年度)に新たに判明した緑区分の遊休農地を当該活動年度に解消することを目標とするので、令和7年度に新たに判明した1.8haが解消目標となります。

次に2枚目の表面、「(3)新規参入の促進」につきましては、「①現状及び課題」として、令和5年～7年の実績を記載しています。課題としては、認定農業者等の地域の担い手の高齢化が進んでおり後継者や就農意欲がある若手が少ないこと、新たに農業経営を開始する際の資金や農地の確保、農業技術の習得等を挙げております。

「②目標」については、上段に過去3年間の権利移動面積として、農地法第3条許可及び農業経営基盤強化促進法に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積を記載し、その平均が14.2haとなります。

下段の新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積については、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とされていますので、2haと設定します。

続きまして「2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標」につきましては、1人当たりの活動日数として月7日と設定します。

「(2)活動強化月間の設定目標」については、年間3ヶ月以上の設定を求められていますので、記載のとおり6月、1月、2月を活動強化月間とします。

「(3)新規参入相談会への参加目標」については、一宮市・稲沢市・愛知西農業協同組合が共同で開催する、はつらつ農業塾担い手コース説明会への参加を設定します。

「令和8年度の最適化活動の目標の設定等」についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、第3号議案「農業委員会による最適化活動の目標について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第5「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転12件です。

詳細は、2ページから4ページをご覧ください。2ページの101番から104番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。105番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。3ページの106番から4ページの112番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可12件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の5ページをご覧ください。議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。

詳細は、6ページをご覧ください。18番から19番につきましては、自己用住宅として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。18番から19番の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。

まず、議案第3号 293番につきましては、奥 智子 委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会 総会会議規則 第15条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

<奥 智子 委員 退席>

【熊澤議長】

事務局、議案第3号 293番を説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、議案第3号 293番についてご説明申し上げます。

提出議案の11ページをご覧ください。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転1件です。

293番につきましては、駐車場兼資材置場として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

以上、農地法第5条許可1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号 293番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

<奥 智子 委員 自席に戻る>

【熊澤議長】

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは、提出議案の7ページをご覧ください。

引き続き、議案第3号についてご説明申し上げます。

申請内容は、先ほどご審議いただきました293番を除き、所有権移転10件、賃借権設定1件、使用貸借権設定4件、所有権移転・使用貸借権設定1件

です。

詳細は、8ページから11ページとなります。

8ページの277番から9ページの286番につきましては、分家住宅、10ページの287番につきましては、自己用住宅、288番につきましては、幼稚園、289番につきましては、社宅を建築するものです。

以上、13件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

つづきまして、290番から291番につきましては、駐車場、11ページの292番につきましては、駐車場兼資材置場として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

292番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可16件につきましては、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の12ページをご覧ください。議案第4号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。

今月の申請は、1件です。詳細は13ページをご覧ください。

8番につきましては、被相続人が特定貸付を行っておりました4筆につきましては、特定貸付を継続されます。それ以外の被相続人が自ら耕作していた農地については、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、15ページをご覧ください。1番から3番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。16ページの1番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で貸借権の移動を行うものです。なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第6「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「許可取消し（3条）報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから10ページの所有権移転28件、使用貸借権設定2件です。11ページをご覧ください。報告第3号は、許可取消し（3条）報告についてです。今月の報告は、12ページの1件です。

以上、報告第1号から報告第3号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第3号について、何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第3号までご承認いただいたものといたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第12回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書3冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時55分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 佐野 正実

署名者 岩田 健司